

大阪高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 相続税賦課決定処分取消等、更正処分等取消、更正請求を理由がないとする通知処分取消請求控訴事件

国側当事者・尼崎税務署長・国

平成21年1月20日一部認容・確定

(第一審・神戸地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、同第●●号、同●●年(〇〇)第●●号、平成19年4月27日判決、本資料257号-95・順号10704)

判 決

控訴人・被控訴人(●●号事件及び●●号事件原告・以下「一審原告」という。)

甲

同訴訟代理人弁護士 木村 治子

同 高橋 敬

控訴人(●●号事件原告・以下「一審原告」という。)

丁

控訴人(●●号事件原告・以下「一審原告」という。)

戊

上記2名訴訟代理人弁護士 飯沼 信明

同 麻田 正勝

同(復代理) 上杉 光太郎

被控訴人・控訴人(●●号事件及び●●号事件被告・以下「一審被告」という。)

尼崎税務署長

田才 念挙

被控訴人(●●号事件被告・以下「一審被告」という。)

国

上記代表者法務大臣 森 英介

同指定代理人 新免 久弘

上記2名指定代理人 川端 郁子

同 西 博昭

同 渋谷 久美

●●号事件処分行政庁 尼崎税務署長

田才 念挙

主 文

- 1 一審原告甲及び一審被告尼崎税務署長の各控訴に基づき原判決主文1(1)を次のとおり変更する。
- 2 一審被告尼崎税務署長が、一審原告甲に対して、平成11年7月1日付けでした平成9年6月8日相続開始の被相続人乙からの相続に係る相続税に対する更正処分(ただし平成12年6月30日付け異議決定により変更された後のもの。)のうち納付すべき税額9392万5100円を超える部分及び平成11年7月1日付けでした重加算税賦課決定(ただし平成12年6月30日付け異議

決定により変更された後のもの。)における、重加算税の基礎となる税額を1932万円として算出される税額を超える部分のうち、税額189万8000円を超える部分をいずれも取り消す。

- 3 一審原告甲及び一審被告尼崎税務署長のその余の各控訴並びに一審原告丁及び同戊の各控訴をいずれも棄却する。
- 4 一審原告甲と一審被告尼崎税務署長との間で生じた訴訟費用は、第1、2審を通じ、これを10分し、その1を一審被告尼崎税務署長の、その余を一審原告甲の各負担とし、一審原告甲と被告国との間で生じた控訴費用は一審原告甲の負担とし、一審原告丁及び同戊と一審被告尼崎税務署長との間で生じた控訴費用は、一審原告丁及び同戊の負担とする。

事実及び理由

第1 当事者の求めた裁判

1 一審原告甲

(1) 控訴の趣旨

ア 原判決中、一審原告甲に係る部分を次のとおり変更する。

イ ●●号事件

(ア) 一審被告尼崎税務署長が、一審原告甲に対して、平成11年7月1日付けでした平成9年6月8日相続開始の被相続人乙からの相続に係る相続税について納付すべき税額を9891万7100円とした更正処分(ただし、平成12年6月30日付け異議決定により変更された後のもの。)のうち、納付すべき税額5309万8400円を超える部分並びに過少申告加算税及び重加算税の賦課決定(ただし、いずれも平成12年6月30日付け異議決定により変更された後のもの。)をいずれも取り消す。

(イ) 一審被告尼崎税務署長が、一審原告甲に対して、平成11年7月1日付けでした平成9年6月8日相続開始の被相続人乙の相続人丙の相続開始により、一審原告甲が納付義務を承継した相続税について、納付すべき税額を3289万2600円とした更正処分(ただし、平成12年6月30日付け異議決定により変更された後のもの。)のうち、納付すべき税額1797万9400円を超える部分並びに過少申告加算税及び重加算税の賦課決定(ただし、いずれも平成12年6月30日付け異議決定により変更された後のもの。)をいずれも取り消す。

ウ ●●号事件

一審被告尼崎税務署長が、一審原告甲の平成15年7月24日受付「相続税の更正の請求書」による相続税の更正の請求に対し、平成15年11月5日付けでなした、更正をすべき理由がない旨の通知処分を取り消す。

エ 訴訟費用は、第1、2審とも一審被告らの負担とする。

(2) 一審被告尼崎税務署長の控訴に対する答弁

ア 本件控訴を棄却する。

イ 控訴費用は一審被告尼崎税務署長の負担とする。

2 一審原告丁及び同戊

(1) 原判決中、一審原告丁及び同戊の各敗訴部分を取り消す。

(2) 一審被告尼崎税務署長が、一審原告丁に対して、平成11年7月1日付けでした平成9年6月8日相続開始の被相続人乙の相続に係る相続税について、納付すべき税額を9913万7

500円とした更正処分（ただし、平成12年6月30日付け異議決定により変更された後のもの。）のうち、納付すべき税額7108万8500円を超える部分並びに過少申告加算税及び重加算税の賦課決定（ただし、いずれも平成12年6月30日付け異議決定により変更された後のもの。）をいずれも取り消す。

(3) 一審被告尼崎税務署長が、一審原告丁に対して、平成11年7月1日付けでした平成9年6月8日相続開始の被相続人乙の相続人丙の相続開始により、一審原告丁が納付義務を承継した相続税について、納付すべき税額を3289万2600円とした更正処分（ただし、平成12年6月30日付け異議決定で一部取り消された後のもの。）のうち、納付すべき税額2354万3000円を超える部分及び過少申告加算税の賦課決定（ただし、平成12年6月30日付け異議決定により変更された後のもの。）をいずれも取り消す。

(4) 一審被告尼崎税務署長が、一審原告戊に対して、平成11年7月1日付けでした平成9年6月8日相続開始の被相続人乙の相続に係る相続税について、納付すべき税額を9913万7500円とした更正処分（ただし、平成12年6月30日付け異議決定により変更された後のもの。）のうち、納付すべき税額7108万8500円を超える部分及び過少申告加算税の賦課決定（ただし、平成12年6月30日付け異議決定により変更された後のもの。）をいずれも取り消す。

(5) 一審被告尼崎税務署長が、一審原告戊に対して、平成11年7月1日付けでした平成9年6月8日相続開始の被相続人乙の相続人丙の相続開始により、一審原告戊が納付義務を承継した相続税について、納付すべき税額を3289万2600円とした更正処分（ただし、平成12年6月30日付け異議決定で一部取り消された後のもの。）のうち、納付すべき税額2354万3000円を超える部分及び過少申告加算税の賦課決定（ただし、平成12年6月30日付け異議決定により変更された後のもの。）をいずれも取り消す。

(6) 訴訟費用は、第1、2審とも一審被告尼崎税務署長の負担とする。

3 一審被告尼崎税務署長

(1) 控訴の趣旨

ア 原判決中、一審被告尼崎税務署長敗訴部分を取り消す。

イ 前項の取消部分に係る一審原告甲の請求を棄却する。

ウ 訴訟費用は、第1、2審とも一審原告甲の負担とする。

(2) 一審原告らの控訴の趣旨に対する答弁

ア 一審原告らの本件各控訴をいずれも棄却する。

イ 控訴費用は一審原告らの負担とする。

4 一審被告国

(1) 一審原告甲の控訴を棄却する。

(2) 控訴費用は一審原告甲の負担とする。

第2 事案の概要

1 一審原告甲（以下「一審原告甲」という。）、一審原告丁（以下「一審原告丁」という。）、一審原告戊（以下「一審原告戊」という。）及び丙はいずれも乙の子であるところ、乙は平成9年6月8日に死亡し、上記4名がこれを相続し、丙が平成10年11月25日に死亡し、一審原告甲、一審原告丁及び一審原告戊がこれを相続した。

本件は、一審原告らが乙の相続財産に属するとされた割引債券等の帰属を争い、

- (1) 一審原告甲が一審被告尼崎税務署長を被告として、㉗被相続人乙の相続に係る相続税の更正処分のうち納付すべき税額5309万8400円を超える部分並びに過少申告加算税及び重加算税の賦課決定の取消し（第1の1(1)イの(ア)掲記の請求）、㉘被相続人乙の相続人丙の相続開始により、一審原告甲が納税義務を承継した相続税の更正処分のうち納付すべき税額1797万9400円を超える部分並びに過少申告加算税及び重加算税の賦課決定の取消し（第1の1(1)イの(イ)掲記の請求）を求め（以上●●号事件）、
- (2) 一審原告丁が一審被告尼崎税務署長を被告として、㉗被相続人乙の相続に係る相続税の更正処分のうち納付すべき税額7108万8500円を超える部分並びに過少申告加算税及び重加算税の賦課決定の取消し（第1の2(2)掲記の請求）、㉘被相続人乙の相続人丙の相続開始により、一審原告丁が納税義務を承継した相続税の更正処分のうち納付すべき税額2354万3000円を超える部分及び過少申告加算税の賦課決定の取消し（第1の2(3)掲記の請求）を求め、一審原告戊が一審被告尼崎税務署長を被告として、㉗被相続人乙の相続に係る相続税の更正処分のうち納付すべき税額7108万8500円を超える部分及び過少申告加算税の賦課決定の取消し（第1の2(4)掲記の請求）、㉘被相続人乙の相続人丙の相続開始により、一審原告戊が納税義務を承継した相続税の更正処分のうち納付すべき税額2354万3000円を超える部分及び過少申告加算税の賦課決定の取消し（第1の2(5)掲記の請求）を求め（以上●●号事件）、
- (3) 一審原告甲が一審被告国を被告として、平成15年11月5日付けの更正をすべき理由がない旨の通知処分の取消し（第1の1(1)ウ掲記の請求）を求めた（●●号事件）事案である。
- 2 原審は、1(1)㉗の請求については、被相続人乙の相続に係る相続税の更正処分のうち納付すべき税額9392万5100円を超える部分並びに重加算税賦課決定における重加算税の基礎となる税額を2119万円として算出される税額を超える部分のうち、税額186万1000円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定のうち税額10万1000円を超える部分をいずれも取り消し（原判決主文1(1)項）、その余の請求を棄却し（原判決主文2項）、1(1)㉘の請求については、納付すべき税額3122万8600円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定のうち税額132万4000円を超える部分を取り消し（原判決主文1(2)項）、重加算税の賦課決定の取消しを求める部分に係る訴えを却下し（原判決主文1(3)項）、その余の請求を棄却し（原判決主文2項）、1(2)㉗ないし㉘の各請求、1(3)の請求をいずれも棄却した（原判決主文2項）。
- 一審原告甲は一審被告尼崎税務署長を被控訴人として原判決中の敗訴部分の取消しを求めて控訴するとともに一審被告国を被控訴人として原判決の取消しを求めて控訴し、一審原告丁及び一審原告戊は一審被告尼崎税務署長を被控訴人として原判決の取消しを求めて控訴し、一審被告尼崎税務署長は一審原告甲を被控訴人として原判決中の敗訴部分の取消しを求めてそれぞれ控訴を申し立てた。
- 3 争いのない事実等、争点及び争点に対する当事者の主張は、次のとおり付加訂正するほかは、原判決の「事実及び理由」の第2の1ないし3（原判決4頁24行目から33頁11行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。
- (1) 原判決8頁22行目の「当該申立て」を「当該審判」に改める。
- (2) 原判決9頁23行目及び26行目の各「鉄工業」をいずれも「鉄工所」に改める。
- (3) 原判決11頁1行目の「「割引商工債券」である。」を「「割引商工債券」である（以下「ワリショー」ということがある。）」に改める。

- (4) 原判決21頁22行目の「主張しているところ、」の次に「平成8年12月30日の来店者はLと推認できるのであって、原告甲の主張を前提とするとBがLに乗り換えを委託したことになるが、」を加える。
- (5) 原判決31頁17行目の「過少申告加算税に関する部分について」を「争点4について（過少申告加算税賦課決定の適法性）」に改める。
- (6) 原判決32頁10行目の「本件通知処分の適法性について」を「争点5について（本件通知処分の適法性）」に改める。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所の判断は、次のとおり付加訂正するほかは、原判決の「事実及び理由」の第3の1ないし4（原判決33頁13行目から93頁12行目まで）の理由説示と同一であるから、これを引用する（ただし、証拠摘示中の「原告丁」、「原告戊」、「原告甲」、「証人B」をそれぞれ「原審における一審原告丁本人」、「原審における一審原告戊本人」、「原審における一審原告甲本人」、「原審における証人Bの証言」に、「別紙6」を「本判決別紙6」に改める。）
 - (1) 原判決33頁25行目の「乙9、10」の次に「、当審証人R及び同Sの各証言」を加える。
 - (2) 原判決36頁4行目の「11億6700万円」を「11億7600万円」に改める。
 - (3) 原判決39頁22行目の「割引債権」を「割引債券」に改める。
 - (4) 原判決46頁3行目の「弁論終結の日」を「原審における弁論終結の日」に改める。
 - (5) 原判決52頁7行目の「服装オレンジ色セーター」を「服装オレンジ色セーター」に、同10行目の「2-1」を「2-2」に改める。
 - (6) 原判決52頁12行目の「受付票」の前に「証券11及び12に関する」を加える。
 - (7) 原判決54頁10行目の「太身(?)」を「太目」に改める。
 - (8) 原判決54頁23行目の「金持夫人風」を「金持婦人風」に改める。
 - (9) 原判決59頁17行目の「1億6000万円弱」を「4800万円弱」に改める。
 - (10) 原判決65頁19行目の「番号札86 4-3」を「番号札86 4-4」に改め、同20行目から21行目にかけての「記載はないが、」の次に「「86 4-1に同じ」との記載があるところ、」を加える。
 - (11) 原判決70頁19行目の「原告ら」を「一審原告甲」に改める。
 - (12) 原判決72頁18行目から19行目にかけての「平成8年及び9年の受付票」を「平成7年及び8年の受付票」に改める。
 - (13) 原判決74頁23行目の「平成11年分」を「平成9年分」に改める。
 - (14) 原判決86頁17行目の「課税要件」を「賦課要件」に改める。
 - (15) 原判決87頁21行目冒頭から88頁22行目末尾までを次のとおり改める。

「(イ)a そこで、かかる見解にしたがい、本件割引債券のうち重加算税の対象となる部分を相続により取得した財産の合計から除いて計算した場合に納付すべき相続税の額は、本判決別紙8のとおり7459万6100円である。さらに、重加算税の対象とされている部分に加えて、本件更正処分1（ただし本件異議決定により変更後のもの）においては重加算税の対象とされていたが、本件において重加算税の賦課要件を充たさない部分を、相続により取得した財産の合計から除いて計算した場合に、一審原告甲が納付すべき相続税の額は、原判決別紙5のとおり5561万1600円である。

b そして、これらの額に基づいて、本件において一審原告甲が支払うべき重加算税の額を計算すると、本判決別紙6の原告甲欄に記載のとおり、676万2000円となる。

そうすると、一審被告尼崎税務署長が主張する本件更正処分1の重加算税額（ただし本件異議決定により変更後のもの）1515万5000円より低額であるから、676万2000円を超える部分については、違法となる可能性がある。

c もっとも、この676万2000円を超える部分のうち、過少申告加算税が課せられる部分を除いて考える必要がある。

そこで、この部分の過少申告加算税について計算すると、上記7459万6100円から原判決別紙5記載の5561万1600円を差し引いた額である1898万円（1万円未満期切り捨て）が過少申告加算税の基礎となる税額になり、この10パーセントが税額となるから、189万8000円については、過少申告加算税が課せられることになる。

(2) そうすると、原告甲に対する本件更正処分1についての本件重加算税賦課決定処分1は、上記(1)、オ、(イ)、b及びcで算出された税額を超える部分が違法になるというべきであるから、重加算税の基礎となる税額を1932万円として算出される税額を超える部分のうち、過少申告加算税の税額189万8000円を超える部分が違法になり、取り消されるべきことになる。」

(16) 原判決90頁13行目冒頭から同19行目末尾までを次のとおり改める。

「(ア) 一審原告甲についても、一審原告丁と同様に本判決別紙6に基づいて計算すると、一審原告甲一部取消欄記載によれば、過少申告加算税は25万1000円となる。

そうすると、この額は、一審被告尼崎税務署長が主張する本件更正処分1における過少申告加算税（ただし本件異議決定により変更後のもの）25万1000円と同額であるから、一審原告甲に対する本件更正処分1に係る本件過少申告加算税賦課決定処分1に関する部分は適法である。」

(17) 原判決別表1のグループ5欄中の「5/29 459回号」を「5/29 469回号」に改める。

2 以上の認定及び判断の結果によると、第2の1(1)㉞の請求については、被相続人乙の相続に係る相続税の更正処分のうち納付すべき税額9392万5100円を超える部分及び重加算税賦課決定における重加算税の基礎となる税額を1932万円として算出される税額を超える部分のうち、税額189万8000円を超える部分の取消しを求める部分に限り理由があるから同各部分をいずれも取り消し、その余の請求は理由がないからこれを棄却すべきである。第2の1(1)㉟の請求については、納付すべき税額3122万8600円を超える部分及び過少申告加算税のうち税額132万4000円を超える部分の取消しを求める部分に限り理由があるから同各部分をいずれも取り消し、重加算税の賦課決定の取消しを求める部分に係る訴えは不適法であるからこれを却下し、その余の請求は理由がないからこれを棄却すべきである。第2の1(2)㊲ないし㊳の各請求、第2の1(3)の請求はいずれも理由がないからこれを棄却すべきである。そうすると、当裁判所の判断と一部異なる第2の1(1)㉞の請求に係る原判決を一審原告甲及び一審被告尼崎税務署長の各控訴に基づき上記の趣旨に変更することとし、その余の各請求に係る原判決は相当であるから、一審原告甲及び一審被告尼崎税務署長のその余の各控訴並びに一審原告

丁及び同戊の各控訴はいずれも理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第12民事部

裁判長裁判官 安原 清藏

裁判官 樋口 英明

裁判官八木良一は転補のため署名押印することができない。

裁判長裁判官 安原 清藏

別紙6

順号	適用	原告甲	原告甲 一部取消	原告丁	原告戊	丙	
						原告甲関係	原告戊ら関係
①	本来納付すべき相続税額	93925100	93925100	99137500	99137500	31228600	32892600
②	上記につき重加算税対象とされた遺産を課税価格から除外して計算した場合における原告らの相続税額	74596100	55611600	55832000	96297500		
③	本件申告における相続税額	53098400	53098400	53447700	53619800	17979400	17979400
④	重加算税の基礎となる税額	19320000		43300000	2840000		
⑤	過少申告加算税の基礎となる税額	21490000	2510000	2380000	42670000	13240000	14910000
⑥	重加算税の金額	6762000		15155000	994000		
⑦	過少申告加算税の金額	2149000	251000	238000	4267000	1324000	1491000

課税価格及び相続税の総額の計算明細表（一審原告甲に係る重加算税対象の財産を除いたもの）

(単位：円)

順号		原告甲	原告丁	原告戊	丙	合計
①	土地	2,389,500				2,389,500
②	有価証券	475,132,862				475,132,862
③	現金預貯金	471,278,911				471,278,911
④	家庭用財産	1,000,000				1,000,000
⑤	その他の財産	1,914,075				1,914,075
⑥	取得した財産の合計	236,796,962	238,932,712	238,932,712	237,052,962	951,715,348
⑦	債務・葬式費用	158,950	158,950	158,950	158,950	635,800
⑧	相続開始前3年以内の贈与加算	6,135,750	4,000,000	4,000,000	5,879,750	20,015,500
⑨	課税価格(⑥-⑦+⑧)	242,773,000	242,773,000	242,773,000	242,773,000	971,092,000
⑩	遺産に係る基礎控除額	5000万円+(1000万円×4人)				90,000,000
⑪	課税される遺産総額(⑨-⑩)	⑨の合計-⑩				881,092,000
⑫	各人の法定相続分	1/4	1/4	1/4	1/4	1
⑬	法定相続分に応ずる金額	220,273,000	220,273,000	220,273,000	220,273,000	881,092,000
⑭	⑬に対する適用税率等	⑬×50%-3520万円	⑬×50%-3520万円	⑬×50%-3520万円	⑬×50%-3520万円	—
⑮	相続税の総額の基礎となる税額	74,936,500	74,936,500	74,936,500	74,936,500	299,746,000
⑯	各人の課税価格の割合(各人の⑨/⑨の合計)	1/4	1/4	1/4	1/4	1
⑰	各人の相続税額(⑮の合計×⑯)	74,936,500	74,936,500	74,936,500	74,936,500	299,746,000
⑱	税額控除	340,400	120,000	120,000	579,500	1,159,900
⑲	納付すべき税額	74,596,100	74,816,500	74,816,500	74,357,000	298,586,100